

自動車 NOx・PM 法及び他都府県の条例の比較

		自動車 NOx・PM 法	兵庫県条例	関東 1 都 3 県条例	大阪府条例
対象地域		8 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）の一部の地域	阪神東南部地域（神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市（北部地域を除く）、芦屋市、伊丹市）	埼玉県、千葉県、東京都（島部を除く）、神奈川県の全域	自動車 NOx・PM 法対策地域（37 市町）
排出規制物質		窒素酸化物（NOx） 粒子状物質（PM）	窒素酸化物（NOx） 粒子状物質（PM）	粒子状物質（PM）	窒素酸化物（NOx） 粒子状物質（PM）
規制内容		排出基準に適合しない自動車について、対策域内で登録することを規制する。（阪神高速 5 号湾岸線等一部路線を除外）	排出基準に適合しない自動車について、特別対策地域を運行することを規制する。（阪神高速 5 号湾岸線等一部路線を除外）	排出基準に適合しない自動車について、当該都県内を運行することを規制する。	排出基準に適合しない自動車について、対策地域内を発地又は着地とする運行を規制する。
対象車種		トラック、バス、特種自動車（乗用車ベースはディーゼル車のみ）、ディーゼル乗用車	車両総重量 8 t 以上の普通貨物自動車及び特種自動車、定員 30 人以上の大型バス	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車（トラック、バスベースのみ）	トラック、バス、特種自動車（トラック、バスベースのみ）
排出基準	NOx	長期規制並	自動車 NOx・PM 法と同じ	規制なし	自動車 NOx・PM 法と同じ
	PM	3.5 t 以下：新短期規制の 1/2 3.5 t 超：長期規制並		長期規制並（ただし、東京都、埼玉県は新短期規制並）	
規制開始時期		平成 14 年 10 月 1 日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 15 年 10 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日
猶予期間（初度登録日からの年数）		普通トラック 9 年 小型トラック 8 年 大型バス 12 年 マイクロバス 10 年 特種自動車 10 年 乗用車 9 年	普通トラック 10 年 大型バス 13 年 特種自動車 11 年	普通トラック 7 年 小型トラック 7 年 大型バス 7 年 マイクロバス 7 年 特種自動車 7 年	普通トラック 9 年 小型トラック 8 年 大型バス 12 年 マイクロバス 10 年 特種自動車 10 年
規制の担保手段		車検	県による立入検査、路上検査、荷主等への指導	都県による立入検査、路上検査	適合車等標章（ステッカー）表示義務、荷主等による適合車等の確認、府による立入検査
罰則等		6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	20 万円以下の罰金や荷主等事業者に対する氏名公表	氏名公表や 50 万円以下の罰金	50 万円以下の罰金や荷主等事業者に対する 20 万円以下の罰金（共に命令義務違反）